

居宅介護支援重要事項説明書

株式会社FUKUKUGI
らいくゆー居宅介護支援事業所

様(又はご家族)が利用しようと考えている指定居宅介護支援について、契約を結ぶ前に知っておいていただきたい内容を、説明いたします。わからないこと、わかりにくいことがあれば、遠慮なくご質問ください。

1 法人の概要

事業者名称	株式会社 FUKUKUGI
代表者氏名	大淵 誠登
所在地	沖縄県宮古島市城辺字比嘉 880 番地 1 (電話) 0980-79-9235 (FAX) 0980-79-9253
設立年月日	令和 1 年 8 月 7 日

2 事業所の概要

(1) 事業所の所在地等

事業所名称	らいくゆ一居宅介護支援事業所
介護保険指定事業所番号	4775500855
事業所所在地	沖縄県宮古島市城辺字比嘉 880 番地 1
連絡先 相談担当者名	電話：0980-79-9235 FAX：0980-79-9253 藤田 真莉菜(介護支援専門員管理者)
事業所の通常の事業の実施地域	沖縄県宮古島市全域(大神島を除く)
開設年月日	令和 7 年 7 月 1 日

(2) 事業の目的及び運営の方針

事業の目的	疾患や障害を抱えながらも、あなたらしくを大切に、共に寄り添い歩んでいきます。
運営の方針	利用者様やご家族の悩みを一緒に考え、可能な限り自立して暮らすことができるよう支援します。 地域の関連機関等と連携をとり統一した支援にて皆様と歩んでいく。

(3) 事業所窓口の営業日及び営業時間

営業日	月曜日から金曜日(祝日を含む) ただし、12月30日から1月3日までを除く。
営業時間	午前 8 時 30 分から午後 5 時 30 分 24 時間連絡体制あり

(4) 事業所の職員体制

職	職 務 内 容	人 員 数
管理者	1 従業者の管理及び利用申込に係る調整、業務の実施状況の把握 その他の管理を一元的に行います。 2 従業者に法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行います。	常勤 1名 介護支援専門員 と兼務
介護支援 専門員	居宅介護支援業務を行います。	常勤兼務 1名
事務	介護給付費等の請求事務及び通信連絡事務等を行います。	1名

(5) 居宅介護支援の内容、利用料及びその他の費用について

居宅介護支援の内容	提供方法	介護保険 適用有無	利用料 (月額)	利用者負担額 (介護保険適用の場合)
① 居宅サービス計画 の作成	別紙に掲げる 「居宅介護支援 業務の実施方法 等について」を 参照下さい。	左の①～ ⑦の内容 は、居宅介 護支援の 一連業務 として、介 護保険の 対象とな るもので す。	下表のとおり	介護保険適用となる 場合には、利用料を支 払う必要がありませ ん。 (全額介護保険によ り負担されます。)
② 居宅サービス事業 者との連絡調整				
③ サービス実施状況 把握、評価				
④ 利用者状況の把握				
⑤ 給付管理				
⑥ 要介護認定申請に 対する協力、援助				
⑦ 相談業務				

区分・要介護度			基本単位
居宅介護 支援費 (Ⅰ)	(i) 介護支援専門員1人当りの利用者数が45未満 又は45以上である場合においての、45未満の部分	要介護1・2	1086
		要介護3・4・5	1411
	(ii) 介護支援専門員1人当りの利用者数が45以上 である場合においての、45以上60未満の部分	要介護1・2	544
		要介護3・4・5	704
	(iii) 介護支援専門員1人当たりの利用者数が45以 上である場合においての、60以上の部分	要介護1・2	326
		要介護3・4・5	422
居宅介護 支援費 (Ⅱ)	(i) 介護支援専門員1人当りの利用者数が50未満 又は50以上である場合においての、50未満の部分	要介護1・2	1086
		要介護3・4・5	1411
	(ii) 介護支援専門員1人当りの利用者数が50以上 である場合においての、50以上60未満の部分	要介護1・2	527
		要介護3・4・5	683
	(iii) 介護支援専門員1人当たりの利用者数が50以 上である場合においての、60以上の部分	要介護1・2	316
		要介護3・4・5	410

(6) 加算料金

以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算されます。

加算	基本単位	算定回数等
初回加算	300	1 月につき
特定事業所加算 (Ⅰ)	519	1 月につき
特定事業所加算 (Ⅱ)	421	
特定事業所加算 (Ⅲ)	323	
特定事業所加算 (A)	114	
特定事業所医療介護連携加算	125	1 月につき
入院時情報連携加算 (Ⅰ)	250	利用者が病院又は診療所に入院日に、必要な情報提供を行った場合 (1 月につき) ※運営規程に定める営業時間終了後又は営業日以外の日に入院した場合であって、当該入院した日の翌日は可
入院時情報連携加算 (Ⅱ)	200	利用者が病院又は診療所に入院してから 3 日以内に、必要な情報提供を行った場合 (1 月につき) ※運営規程に定める営業時間終了後又は営業日以外の日に入院した場合であって、当該入院した日の翌日は可
退院・退所加算 (Ⅰ) イ	450	病院職員等から必要な情報の提供をカンファレンス以外の方法により 1 回受けた場合 (入院又は入所期間中 1 回を限度)
退院・退所加算 (Ⅰ) ロ	600	病院職員等から必要な情報の提供をカンファレンスにより 1 回受けた場合 (入院又は入所期間中 1 回を限度)
退院・退所加算 (Ⅱ) イ	600	病院職員等から必要な情報の提供をカンファレンス以外の方法により 2 回以上受け場合 (入院又は入所期間中 1 回を限度)
退院・退所加算 (Ⅱ) ロ	750	病院職員等から必要な情報の提供をカンファレンス以外の方法により 2 回受けた (内 1 回はカンファレンスによる) 場合 (入院又は入所期間中 1 回を限度)
退院・退所加算 (Ⅲ)	900	病院職員等から必要な情報の提供をカンファレンス以外の方法により 3 回以上受けた (内 1 回はカンファレンスによる) 場合 (入院又は入所期間中 1 回を限度)
通院時情報連携加算	50	利用者 1 人につき 1 月に 1 回が限度
緊急時等居宅カンファレンス加算	200	1 月につき (2 回を限度)
ターミナルケアマネジメント加算	400	1 月につき
特別地域居宅介護支援加算	所定単位 15%	1 月につき

3 その他の費用について

交通費	利用者の居宅が、通常の事業の実施地域以外の場合、運営規程の定めに基づき、交通費の実費を請求いたします。
-----	---

4 利用者の居宅への訪問頻度の目安

介護支援専門員が利用者の状況把握のため、利用者の居宅に訪問する頻度の目安
利用者の要介護認定有効期間中、少なくとも 1 月に 1 回

5 居宅介護支援の提供にあたって

- (1) 居宅介護支援提供に先立って、介護保険被保険者証に記載された内容（被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間）を確認させていただきます。被保険者の住所などに変更があった場合は速やかに当事業者にお知らせください。
- (2) 利用者が要介護認定を受けていない場合は、利用者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行います。また、要介護認定の更新の申請が、遅くとも利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する 30 日前にはなされるよう、必要な援助を行うものとします。
- (3) 利用者の入院時に担当ケアマネジャーの氏名等を入院先医療機関にお知らせください。

6 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する担当者を選定しています。

虐待防止に関する担当者	藤田 真莉菜（ふじた まりな）
-------------	-----------------

- (2) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的で開催し、その結果について従業者に周知徹底を図っています。
- (3) 虐待防止のための指針の整備をしています。
- (4) 従業者に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施しています。
サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

7 身体的拘束等について

事業者は、原則として利用者に対して身体的拘束等を行いません。

ただし、自傷他害等のおそれがある場合など、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられ、以下の(1)～(3)の要件をすべて満たすときは、利用者に対して説明し同意を得た上で、必要最小限の範囲内で身体的拘束等を行うことがあります。

その場合は、態様及び時間、利用者の心身の状況、緊急やむを得ない理由、経過観察並びに検討内容についての記録し、5年間保存します。

また事業者として、身体的拘束等をなくしていくための取り組みを積極的に行います。

- (1) 切迫性……直ちに身体的拘束等を行わなければ、利用者本人または他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合。
- (2) 非代替性……身体的拘束等以外に、代替する介護方法がない場合。
- (3) 一時性……利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなれば、直ちに身体的拘束等を解く場合。

8 秘密の保持と個人情報の保護について

① 利用者及びその家族に関する秘密の保持について	① 事業者は、利用者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。 ② 事業者及び事業者の使用する者（以下「従業者」という。）は、サービス提供をする上で知り得た利用者又はその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。 ③ また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。 ④ 事業者は、従業者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。
② 個人情報の保護について	① 事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いません。また、利用者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報を用いません。 ② 事業者は、利用者又はその家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるものの他、電磁的記録を含む。）については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。 ③ 事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。（開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります。）

9 事故発生時の対応方法について

利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

ご家族等緊急連絡先	氏名
	続柄
	住所 沖縄県宮古島市平良字西里 483-2
	電話番号 携帯電話

なお、事業者は、下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名	三井住友海上
保険名	賠償責任保障

10 身分証携行義務

介護支援専門員は、常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者または利用者の家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

11 記録の整備

指定居宅介護支援事業者は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供に関する記録を整備し、サービス提供を完結した日から5年間保存します。

12 衛生管理等

事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。

- ① 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底しています。
- ② 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。
- ② 従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的を実施します。

13 業務継続計画の策定等について

- (1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- (2) 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施します。
- (3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

14 サービス提供に関する相談、苦情について

(1) 苦情申立の窓口

【事業者の窓口】	所在地 沖縄県宮古島市城辺字比嘉 880 番 1 電話番号 0980-79-9235 Fax 番号 0980-79-9253 受付時間 8:30～17:30（土日は休み）
【宮古島市役所高齢支援課窓口】	所在地 沖縄県宮古島市平良西里 1140 番地 電話番号 0980-73-1964 fax 番号 0980-73-1965 受付時間 8:30～17:15（土日祝は休み）
【沖縄県国民健康保険団体連合会窓口】	所在地 沖縄県那覇市西 3 丁目 14-14 番 18 号 電話番号 098-863-2473 受付時間 9:00～17:00（土日祝は休み）

15 重要事項説明の年月日

この重要事項説明書の説明年月日	令和 年 月 日
-----------------	---

上記内容の説明を事業者から確かに受け、内容について同意し、重要事項説明書の交付を受けました。

利用者	住 所	
	氏 名	

自署をお願いいたします

代理人	住 所	
	氏 名	
	代筆理由	

ご利用者が記入された場合は不要です

事業者	住所	沖縄県宮古島市城辺字比嘉 880 番 1
	法人名	株式会社 FUKUKUGI
	代表者名	大渕 誠登
	事業所名	らいくゆ一居宅介護支援事業所
	説明者	

